

下関市交通事業(船舶運航)経営戦略

団 体 名 : 下関市

事 業 名 : 交通事業(船舶運航)

策 定 日 : 令和 3 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1)事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	11人	年 間 輸 送 人 員 数	44千人
営 業 航 路	21.0km	在 籍 船 舶 数	2隻
運 航 路 線 数	2本	平 均 船 齢	3年
年 間 運 航 キ ロ	47千km	乗 船 効 率 * 1	22.7%

*1 乗船効率 = 延人キロ / (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

(2)料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上 限 認 可	平成21年3月13日	海上運送法第8条第3項
実 施	平成21年4月1日	六連島航路 賃率46.25円 蓋井島航路 賃率49.23円

(3)料金水準の検討

本市の離島航路は、島と本土を結ぶ唯一の公共交通機関であり、島内住民にとっては、通院や通学、生活物資の輸送等、離島における足として極めて重要な役割を担っているが、急速な人口減少と高齢化の進行により、今後は料金収入の減少が予想される。
しかしながら、料金の改定による基礎的収支の改善が見込めないため、航路維持のためには国・県及び一般会計からの補填に頼らざるを得ない状況にある。

(4)現在の経営状況

料 金 収 入 ※ 過去3年度分を記載	H29	16,400千円	H30	17,164千円	R1	17,183千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※ 過去3年度分を記載	H29	88.9%	H30	93.9%	R1	100.0%
純 損 益 (又は実質収支) ※ 過去3年度分を記載	H29	△13,539千円	H30	△7,184千円	R1	15千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※ 過去3年度分を記載	H29	— %	H30	— %	R1	— %

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

本市の渡船事業は、六連島航路と蓋井島航路の2航路を運営しているが、島内住民の人口減少と高齢化の進行により航路利用者は減少傾向にあるものの、島内の公共工事(護岸・砂防工事等)関係者や釣り客を中心とした観光客の利用増加もあり、料金収入はほぼ横ばいで推移している。経常収支比率は令和元年度には100%となっており、人件費や維持管理経費に対して、料金収入で不足する額については、国・県の離島航路補助金と一般会計繰入金で補填している状況にある。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

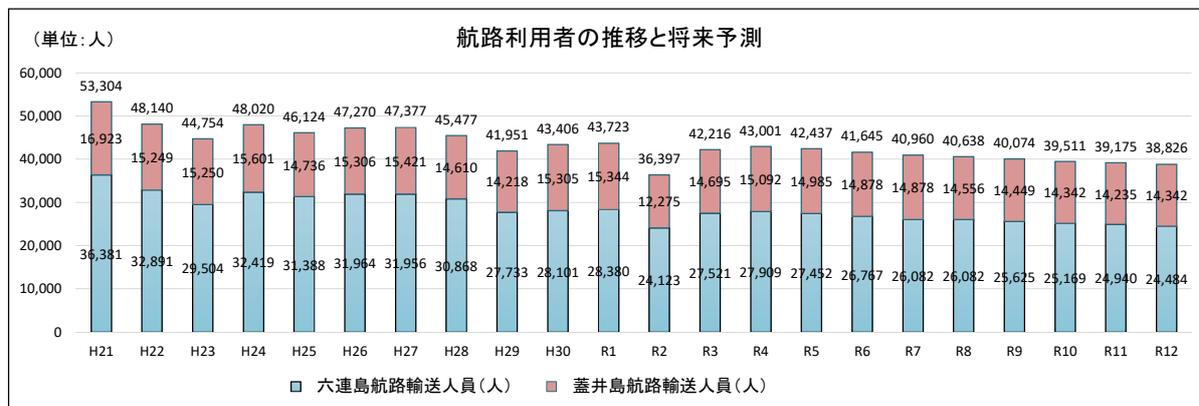
資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 利用者数の予測

両航路とも航路改善計画（六連島航路 平成25年3月、蓋井島航路 平成26年3月）策定時に将来利用者数を推計しているが、令和元年度末の実績値と推計値との乖離を補正し、時点修正を行う手法で今後の利用者数を予測した。令和元年度実績の航路利用者では43,723人であり、平成21年度実績から9,581人減少している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、観光客を中心として航路利用者が減少しているが、令和3年度以降は、六連島灯台が国の重要文化財に指定されたことなどを受け、一定の島外利用が見込めるものとして予測した。



(2) 料金収入の予測

利用者数の予測をもとに料金収入を予測した。

(3) 船舶更新時期の見通し

蓋井島航路の蓋井丸は、鋼製の総トン数49トンで平成30年3月に新船が進水しており、バリアフリー化にも対応できている。法定耐用年数は14年であるが、定期検査時の適切な維持管理による長寿命化対策を施すことで、更新サイクル及び費用の抑制を行う。しかしながら、老朽化による検査費用が高み、修繕時の部品調達が困難となる限界点として、更新時期は令和20年頃を予定している。

六連島航路の六連丸は、アルミニウム合金製の総トン数19トンで平成31年3月に新船が進水しており、バリアフリー化にも対応できている。法定耐用年数は5年であるが、定期検査時の適切な維持管理による長寿命化対策を施すことで、更新サイクル及び費用の抑制を行う。しかしながら、老朽化による検査費用が高み、修繕時の部品調達が困難になる限界点として、更新時期は令和21年頃を予定している。

3. 経営の基本方針

六連島航路と蓋井島航路は、本土と離島を結ぶ唯一の公共交通機関であり、島内住民の移手段、生活物資の輸送、及び離島における足として極めて重要な役割を担っている。

そのため、両航路を重要な生活基盤として位置付け、下関市による運営を維持しながら、安全で安定的な航路の維持・徹底を図り、持続可能な航路づくりに取り組むため、以下の3点を基本方針として経営に取り組む。

① 持続可能な航路に向けた環境改善

今後の島内住民の高齢化の進行に備え、渡船利用者の乗船、乗降時の安全確認及び船内の見張りを強化し、船舶及び渡船乗場の一層の安全対策を実施する。

また、安心して船舶を利用できる環境を整備するため、六連島航路の竹崎棧橋の改修と渡橋のバリアフリー化を行う。

② 経費削減、収入増加策による経営の効率化

人件費や修繕費及び燃料費等、船舶の運航費用の細かな管理により、ランニングコストの抑制に努める。

③ 利便性の向上や交流人口の拡大による利用促進

渡船利用者の利便性の向上と運航の効率化の観点から、直近の運航ダイヤの改正は平成30年11月に実施しているが、今後も離島住民等の意見を取り入れた運航を実施するとともに、島の資源を活用した地域おこし活動へ協力するなど、交流人口の拡大による渡船の利用促進を図る。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

・令和3年度～令和4年度 六連丸係留施設整備事業(総事業費 152,500千円)
六連島航路の竹崎棧橋は、経年劣化により棧橋内部に浸水していること、また渡橋についても岸壁との接続部分を幾度も修繕しており、海上交通バリアフリー施設としても対応できておらず、いずれも島内住民の高齢化が進む現状において、安全性を確保して使用することが懸念されるため、棧橋及び渡橋を改修する。

②収支計画のうち財源についての説明

[収益的収入]

・営業収益のうち、「料金収入」は、将来人口推計を基に六連島航路、蓋井島航路の運輸収入を計上している。
・営業外収益のうち、「他会計繰入金」は、一般会計繰入金で、国・県の離島航路補助金でも補填しきれない欠損額に対して計上している。「その他」は、航路損益の欠損額に対して交付される国・県の離島航路補助金を計上している。

[資本的収入]

・地方債については、六連丸係留施設整備事業の財源として、交通事業債及び辺地対策事業債を計上している。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

[収益的支出]

・営業費用の「職員給与費」は、船員8名及び事務職員3名に係る人件費の合計額である。
今後の退職手当として、令和7年度に六連島航路1名、令和10年度に蓋井島航路1名の退職者を見込んでいる。
・営業費用の「その他」は、運航に係る経費であり、燃料費、修繕料、検査費用や船舶使用料等の合計額である。
・営業外費用の「その他」は、消費税の申告額である。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略策定後、継続して安定的な経営を行うため、毎年度の決算確定後に、経営戦略の収支計画との乖離を検証するなど進捗管理(モニタリング)を行う。 なお、改訂については、中間年次にあたる令和7年度(2025年度)とする。
---------------------	---

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円、％）

区 分		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
		1 〔決算〕	2 〔決算見込〕												
収 益	収益的収入	1 総 収 益 (A)	152,279	152,501	164,568	175,446	150,739	137,418	159,599	160,057	148,800	162,302	147,752	147,328	
		(1) 営 業 収 益 (B)	17,183	15,734	15,895	16,900	16,678	16,367	16,098	15,971	15,749	15,528	15,396	15,259	
		ア 料 金 収 入	17,183	15,734	15,895	16,900	16,678	16,367	16,098	15,971	15,749	15,528	15,396	15,259	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	135,096	136,767	148,673	158,546	134,061	121,051	143,501	144,086	133,051	146,774	132,356	132,069	
		ア 他 会 計 繰 入 金	48,204	36,525	32,659	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	イ そ の 他	86,892	100,242	116,014	128,546	104,061	91,051	113,501	114,086	103,051	116,774	102,356	102,069		
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	152,264	152,127	168,197	159,690	156,201	131,917	151,648	140,245	131,110	154,091	130,370	130,049	
		(1) 営 業 費 用	152,027	152,009	168,029	159,564	155,640	131,245	151,009	139,718	130,638	153,702	130,066	129,830	
		ア 職 員 給 与 費	70,608	72,933	72,786	70,500	70,500	70,500	90,500	70,500	70,500	90,500	70,500	70,500	
		ウ ち 退 職 手 当							20,000			20,000			
		イ そ の 他	81,419	79,076	95,243	89,064	85,140	60,745	60,509	69,218	60,138	63,202	59,566	59,330	
		(2) 営 業 外 費 用	237	118	168	126	561	672	639	527	472	389	304	219	
ア 支 払 利 息		84	76	68	126	561	672	639	527	472	389	304	219		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	153	42	100												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	15	374	△ 3,629	15,756	△ 5,462	5,501	7,951	19,812	17,690	8,211	17,382	17,279			
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	470	472	16,873	136,574	475	476	119						
		(1) 地 方 債			16,400	110,200									
		建設改良費に係る地方債			16,400	110,200									
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	470	472	473	474	475	476	119						
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他				25,900										
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	1,838	1,841	18,244	137,947	1,850	3,867	16,449	16,204	16,284	16,362	16,442	16,522	
		(1) 建 設 改 良 費			16,400	136,100									
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,838	1,841	1,844	1,847	1,850	3,867	16,449	16,204	16,284	16,362	16,442	16,522	
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金															
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1,368	△ 1,369	△ 1,371	△ 1,373	△ 1,375	△ 3,391	△ 16,330	△ 16,204	△ 16,284	△ 16,362	△ 16,442	△ 16,522			

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円、％）

区 分	年 度	1	2	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		令和1年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算見込〕										
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 1,353	△ 995	△ 5,000	14,383	△ 6,837	2,110	△ 8,379	3,608	1,406	△ 8,151	940	757
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	10,822	9,469	8,474	3,474	17,857	11,020	13,130	4,751	8,359	9,765	1,614	2,554
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	9,469	8,474	3,474	17,857	11,020	13,130	4,751	8,359	9,765	1,614	2,554	3,311
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	9,469	8,474	3,474	17,857	11,020	13,130	4,751	8,359	9,765	1,614	2,554	3,311
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	100.0%	100.2%	97.8%	109.9%	96.5%	104.2%	105.2%	114.1%	113.5%	105.3%	113.3%	113.3%
地方財政法施行令第27条第1項により算定した資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	17,183	15,734	15,895	16,900	16,678	16,367	16,098	15,971	15,749	15,528	15,396	15,259
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第3条第1項第4号二に規定する土地収入見込額	(V)												
健全化法施行規則第9条第5号Bにより算定した未売出土地収入見込額	(W)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(X)	13,541	11,700	26,256	134,609	132,759	128,892	112,443	96,239	79,955	63,593	47,151	30,629
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(X) \times 100)$												
他 会 計 借 入 金 残 高	(Y)												
地 方 債 残 高	(Z)	13,541	11,700	26,256	134,609	132,759	128,892	112,443	96,239	79,955	63,593	47,151	30,629

○他会計繰入金

区 分	年 度	令和1年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
		〔決算〕	〔決算見込〕										
収益的収支分		48,204	36,525	32,659	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	うち基準内繰入金	8	6	5	4	3	2	1					
	うち基準外繰入金	48,196	36,519	32,654	29,996	29,997	29,998	29,999	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
資本的収支分		470	472	473	474	475	476	119					
	うち基準内繰入金	470	472	473	474	475	476	119					
	うち基準外繰入金												
合 計		48,674	36,997	33,132	30,474	30,475	30,476	30,119	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000